

平成 22 度 住宅・建築物環境対策事業費補助金（環境・リフォーム推進事業）

リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省 CO2 技術の普及に関する
講習会の開催のサポート業務を行う補助事業者の募集についての公示

平成 22 年 4 月 19 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

平成 22 年度「住宅・建築物環境対策事業費補助金（環境・リフォーム推進事業）」のうちリフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省 CO2 技術の普及のための技術基盤強化を行う事業により、住宅エコポイント等これらに関する講習会の開催のサポート業務を行う補助事業者の募集について公示する。

本事業は、補助事業者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業者又は消費者におけるリフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省 CO2 技術の普及を図り、住宅・建築物における良好な市場環境の整備を促進するものである。

1 公募期間

平成 22 年 4 月 20 日(火)10:00～平成 22 年 5 月 6 日(木)18:00（必着）

2 公募対象事業者の要件

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 補助事業の実施の方法等の補助事業の実施に関する計画が、補助事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3 公募対象事業

住宅エコポイントなどリフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省CO2技術に関する講習会を開催する者に対するサポート業務として次の(1)～(4)に該当する取組みの実施。

- (1) 講習会の実施に当たり必要となる資料の作成、発送及び情報提供
- (2) 講習会の開催日程の調整など、講習会主催者との連絡調整
- (3) 講師の手配
- (4) その他講習会の円滑な開催に必要なこと

- 注) 1. この公募は、講習会を開催する者を募集するものではありません。
2. 以下の要件を満たす講習会をサポート業務の対象とする。
- ・一定規模以上の動員を見込むことができる講習会であること
 - ・原則として参加費が無料の講習会であること
 - ・特定の者の営利活動のための講習会でないこと

4 説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成22年4月19日(月)16:00から平成22年4月30日(金)18:00まで

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課

5 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成22年5月6日(木)18:00まで(必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 藤原、^{くわはら}栞原

電話 03-5253-8111(代) FAX 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、FAX等）にて受け付けます。（来訪等による問い合わせには対応しません。）

6 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書等を提出した者を採択する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 詳細は説明書による。